

文教委員会請願・陳情説明資料

令和5年6月30日

件名		頁
(教育指導部)		
1 受理番号11	小学校図書館の司書を中学校同様に直接雇用に切り替え、週5日配置することを求める陳情	2
2 受理番号12	有効ないじめ対策の実施を求める請願	4
(学校運営部)		
3 受理番号13	区立小学校の1日でも早い給食費無償化を求める陳情	6
(子ども家庭部)		
4 受理番号14	医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願	8
5 受理番号15	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願	10

(教 育 委 員 会)

件名	受理番号 1 1 小学校図書館の司書を中学校同様に直接雇用に変更、週 5 日配置することを求める陳情
所管部課名	教育指導部教育政策課
陳情の要旨	<p>小学校の図書館活動を更に充実させるために、小学校の司書も安心して働くことができるように、直接雇用で週 5 日配置するよう取り組んでください。</p>
陳情者等	<p>請願文書表のとおり</p>
内容及び経過	<p>1 小学校図書館への支援員配置経緯</p> <p>(1) 平成 26 年 6 月 「学校図書館法」改正：学校司書配置の努力義務等</p> <p>(2) 平成 29 年 9 月 業務委託により全校に支援員配置開始（週 1 日 6 時間） ※ 委託以前は教員とボランティアが図書館業務を担当 ※ 中学校には直接雇用の支援員を全校配置（年 205 日）</p> <p>(3) 令和 2 年 4 月 学校からの直接指示を可能にすることで、支援員と教員等との連携を強化し、学校図書館の利活用を推進するため、全校の事業形態を委託から人材派遣に変更し、配置日数を週 2 日に増</p> <p>(4) 令和 3 年 1 月 小学校の直接雇用モデル校実施に向け、会計年度任用職員（学校図書館支援員）の定数（2 名）を増員したが、人材確保が困難で採用には至らなかった。</p> <p>(5) 令和 5 年 4 月 学校図書館に支援員が常駐に近いかたちを実現していくため、既存の派遣スキームにより、令和 5 年度、一部の学校の支援員配置日数を年間 90 日（概ね週 2 日）から年間 180 日（概ね週 4 日）に拡充した。 令和 5 年度から 3 年かけて段階的に年間 180 日への拡充を進め、令和 7 年度に全校で完了する予定。 ※ 学校現場からの要望を踏まえ、支援員が常駐に近いかたちを早期に実現することを優先し、採用に至らない直接雇用型モデル事業は一旦取りやめることとした。</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 配置日数・勤務時間 ア 配置日数 令和 5 年度：年間 180 日（概ね週 4 日） 23 校</p>

年間90日（概ね週2日） 44校

イ 勤務時間：全校1日6時間勤務

【今後の予定】

令和6年度：年間180日 45校

年間90日 22校

令和7年度：年間180日 67校

《参考》中学校司書の配置について

雇用形態：会計年度任用職員

配置日数：年間205日（概ね週5日）

勤務時間：1日5時間勤務

配置人員：各校1名（計35名）

(2) 経費

令和5年度予算：174,815,000円

[参考] 令和元年度決算：50,096,400円

令和2年度決算：112,711,500円

令和3年度決算：114,146,010円

令和4年度決算：115,117,200円

(3) 業務内容

ア 基本業務：開閉館、貸出返却処理、レファレンス等

イ 環境整備業務：図書配架、展示、蔵書点検、選書支援等

ウ 授業支援等：教材用図書選書支援、読み語り、ブックトーク、
読書支援等

3 他区の状況（令和4年5月時点）

事業形態	配置日数	対象区数
業務委託 (11区)	週5日	1区
	週3日	3区
	週2日	4区
	週1日	3区
会計年度任用職員を雇用 (6区)	週5日	3区
	週4日	2区
	週1.5日	1区
区立図書館指定管理者 から派遣 (3区)	週4日	1区
	週3日	1区
	週0.5日	1区
有償ボランティア (2区)	週2日	1区
	週1日	1区

件名	受理番号 12 有効ないじめ対策の実施を求める請願
所管部課名	教育指導部教育指導課
請願の要旨	学校は、子どもが幸せになるための基礎づくりの場です。しかしながら、その学校において、いじめが原因で、命を失う、登校できない、または、登校しても教室には入れない子どもがいます。また、いじめは、子どもの心に深い傷を残し、その結果、自己肯定感を奪い、子どもから積極的に人生を切り開く力を奪います。いうまでもなく、足立区の未来は、子ども達の双肩にかかっています。その子どもたちを守り、支援することが、すなわち足立区の未来をつくることに繋がります。安心して子どもを産み育てる社会にするためにも、いじめ対策は国の重要な課題である少子化対策としても重要です。ここ足立区においても実効性のあるいじめ対策を実施することを強く求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 いじめへの対応に関する取組</p> <p>(1) 教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア いじめ防止に関する教員研修の実施 イ 自殺予防に関する教員研修の実施 ウ 人権教育に関する教員研修の実施 エ 電話、ネットによるいじめ相談の実施 オ 「いじめSOSカード」の全児童・生徒への配付 カ 「いじめに関するアンケート（年3回）」 「いじめに関する一覧表」 「いじめ個票」 や指導主事による学校訪問などを通じたいじめの実態把握と関係諸機関との連携 キ いじめ等問題対策委員会（第三者委員会）による実態把握と助言 <p>(2) 学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「学校いじめ防止基本方針」を策定 イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底 ウ 年2回のWEBQUの実施と分析によるいじめの未然防止、早期発見 エ いじめ相談箱の設置 オ 保護者、地域と連携した「いじめ防止教室」の実施

2 自殺予防への対応に関する取組

(1) SOSの出し方に関する教育の推進

- ア 小中学校全学年で、年1回以上の「生命の尊さ」をテーマにした授業の実施
- イ 小学校高学年（5・6学年）時と中学校在学中に各々1回以上、DVD教材「自分を大切にしよう」を活用した授業を実施するとともに、各種相談機関が記載されたカード（区作成）等を配布
- ウ DVDを活用した授業において、取り扱う内容に応じて保健師を講師として招聘

(2) 児童・生徒の自殺対策における連携

- ア 学校は教育委員会に一報を入れるとともに、「自殺企図及び自傷行為等に関する児童・生徒等の記録」を教育指導課に提出
- イ 教育指導部、衛生部、こども家庭部による検討会議にてリスク評価の実施
- ウ 児童・生徒の実態に応じ、SC、SSWの派遣、保健師、CW、危機管理課等関係諸機関の支援や指導主事の派遣等、必要に応じた支援を実施

件名	受理番号 13 区立小学校の1日でも早い給食費無償化を求める陳情																							
所管部課名	学校運営部学務課																							
陳情の要旨	区立小学校に通うすべての子どもの給食費を全額無償化（公費負担）で、実施してください。																							
陳情者等	請願文書表のとおり																							
内容及び経過	<p>1 現状</p> <p>(1) 学校給食費が保護者負担である根拠 学校給食法第11条第2項 (経費の負担) 第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。</p> <p>(2) 区立小学校の令和5年度学校給食費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th rowspan="2">保護者負担 【基本月額】</th> <th colspan="3">1食あたり</th> </tr> <tr> <th>単価 A=B+C</th> <th>保護者負担 B</th> <th>公費負担 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,790円</td> <td rowspan="2">247円</td> <td rowspan="2">222円</td> <td rowspan="4">25円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3～4</td> <td>4,210円</td> <td>265円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>5～6</td> <td>4,420円</td> <td>281円</td> <td>256円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和5年度の学校給食費全体の概要</p> <p>公費負担（区負担） 約8.9億円 ※ 国庫補助を除く</p> <p>早期実現に向けて検討中</p> <p>保護者負担【小学校】 約10億円</p> <p>保護者負担→無償化【中学校】 約5.3億円</p> <p>約24.2億円</p>	学年	保護者負担 【基本月額】	1食あたり			単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C	1	3,790円	247円	222円	25円	2	3,900円	3～4	4,210円	265円	240円	5～6	4,420円	281円	256円
学年	保護者負担 【基本月額】			1食あたり																				
		単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C																				
1	3,790円	247円	222円	25円																				
2	3,900円																							
3～4	4,210円	265円	240円																					
5～6	4,420円	281円	256円																					

2 現状の学校給食費に関する公費負担

(1) 区立中学校の給食費無償化（令和5年度より開始）

<対象> 区立中学校の生徒（生活保護受給者を除く。）

<内容> 保護者からの申請手続や支払は不要

(2) 学校給食費の一部補助

<対象> 区立小学校の児童全員

<内容> 1食あたり25円

※ 中学校の1食あたり31円は、給食費無償化に伴い廃止

(3) 多子世帯への学校給食費補助（令和3年度より実施）

<対象> 区立小・中学校に3人以上通う多子世帯

<内容> 第2子を半額、第3子以降を全額補助

(4) 物価高騰に伴う公費負担（令和4年度より実施）

<対象> 区立小・中学校の児童生徒全員

<内容> 令和5年度については下表のとおり

	1食あたりの増額分	備考
小学校	10.84円	学校給食費に上乗せして公費負担
中学校	12.57円	
夜間学級	12.63円	

3 23区内での学校給食費無償化の動き

	対象		備考
	小学校	中学校	
中央区	○	○	令和5年4月から (23区中、8区)
台東区	○	○	
品川区	○	○	
世田谷区	○	○	
北区	○	○	
荒川区	○	○	
葛飾区	○	○	
足立区	検討中	○	

※別途、大田区が令和5年6月から、板橋区、江戸川区及び文京区が9月から、江東区が10月から小・中学校の給食費無償化を実施予定との発表があった。

【参考】

練馬区が令和5年4月から、新宿区が8月から、第2子以降の学校給食費を無償化

件名	受理番号 14 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課 福祉部障がい福祉課
請願の要旨	<p>2021年、国では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、国や自治体が医療的ケア児の支援を全面的に行う責務を負うことが義務化されており、保育園や学校の設置者など支援措置の責務があることを明確化しています。</p> <p>足立区では医療的ケア児支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育、連携、連絡調整、情報交換を図ることを目的に、令和元年度から医療的ケア児ネットワーク協議会が設置されました。子どもたちが成長する過程で様々な課題が生じており、段階的な支援が必要です。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 医療的ケア児の対応状況</p> <p>(1) 保育園・認定こども園における医療的ケア児の対応状況</p> <p>ア 令和3年4月から区立保育園3園3名での医療的ケア児受け入れを開始。令和4年度は2名新規入園し、3園5名の児童の受け入れを実施している。</p> <p>イ 令和5年度、区立保育園での実施を2園拡大し、区内5ブロック分けし、5園での受け入れを開始。地域における医療的ケア支援のノウハウの蓄積に努めている。</p> <p>(2) 保育施設における医療的ケアの実施</p> <p>令和3年4月より担当看護師を実施園に各1名配置し、喀痰吸引や経管栄養など専門性が必要とされる医療的ケアを継続実施している。</p> <p>(3) 医療的ケア調整担当の設置</p> <p>令和3年度、医療的ケア調整担当を新設し、医療的ケア施策の調整及び、地域支援の手法の検討等を担当が中心となり実施している。</p> <p>(4) 就学後の体制整備について</p> <p>令和3年10月から小学校・保育園関係者、養護教諭等、関係所管で構成される作業部会を設置し、就学前後の切れ目のない医療的ケア児支援体制について継続検討している。令和4年度より2校、令和5年度は3校の区立小学校で医療的ケア児支援の試行実施</p>

2 在宅レスパイト事業について

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業は、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱」に基づき以下の内容で実施している。

(1) 対象者

在宅の重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児

(2) 事業内容

区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を対象者の自宅に派遣し、一定時間対象者のケアを介護者に代わって行う

(3) 利用時間

年間144時間（令和4年度まで96時間）

1回あたりの利用時間は2時間から4時間までの30分単位

(4) 利用者負担

世帯の区民税課税状況に応じて下表のとおり一部負担

世帯の範囲 利用者が18歳以上：当該利用者及びその配偶者
利用者が18歳未満：同一の世帯に属する者

世帯 時間	生活保護 区民税 非課税	障がい児 区民税 所得割 28万円 未満	障がい者 区民税 所得割 16万円 未満	左記以外	訪問看護 基準単価 (利用者負担 含む)
2時間	0円	180円	370円	1,500円	15,000円
2時間半	0円	220円	460円	1,880円	18,750円
3時間	0円	270円	550円	2,200円	22,500円
3時間半	0円	310円	640円	2,630円	26,250円
4時間	0円	360円	740円	3,000円	30,000円

(5) 23区の利用者負担の状況

- ア 都要綱に準じて実施：足立区含む17区
- イ 都要綱より一部軽減して実施：2区（千代田・新宿）
- ウ 利用者負担無料で実施：3区（目黒・大田・荒川）
- エ 都要綱より高く設定して実施：1区（杉並）

(6) 23区の利用時間数の状況

- ア 都要綱に準じて年144時間：足立区含む15区
- イ 令和4年度基準のまま年96時間：6区
（中央・文京・台東・北・大田・江東）
- ウ 独自基準で時間設定：2区
（千代田：年208時間、荒川：週3時間×52週）

件名	受理番号 15 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき 支援管理課、教育相談課 教育指導部教育指導課
請願の要旨	足立区の小・中学生の不登校者数は1,000名弱です。不登校や発達障がい特性のある子ども達、その保護者に対する適切な支援の拡充と実効性ある新たな支援施策の構築を強く求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 ユニバーサルデザイン教育、個々に向けた新たな支援事業の拡充</p> <p>(1) ユニバーサルデザイン教育は、全小中学校において実践を進めている。昨年度も、教員を対象としたユニバーサルデザインに触れる研修会を実施し、研修で学んだことを各校に還元するよう指導している。今年度も引き続き、研修会をとおしてユニバーサルデザインの教育を推進する。</p> <p>(2) 不登校児童・生徒を対象とした、登校サポーター（※）によるお迎え支援は、支援人数が毎年増加しており、今後も、登校サポーターの人材募集を積極的に行い、安定的な人材確保に努める。</p> <p>※ 登校サポーターは、対象児童・生徒の自宅へお迎えに行き一緒に登校したり、登校後の別室での寄り添い支援を行う。</p> <p>2 通常学級における「リソースルーム（※）」の小中学校での展開</p> <p>リソースルームとは異なるが、発達障がい等で学習に困っている児童・生徒に対しては、合理的配慮のもと丁寧な学習指導や、特別支援教室で特性に応じた支援を実施することで、子どもたちが自信をもって自立できるよう進めている。</p> <p>※ 余裕教室などを利用して別の部屋で授業を受ける時間を作ること。</p> <p>3 家庭学習支援事業（※）</p> <p>令和3年度に小学生25人を対象に開始し、令和5年度より中学生も25人拡大し、合計50人とした。</p> <p>※ 家庭学習支援事業は、長期欠席状態及び不登校の長期化が危ぶまれ、外出が困難な不登校の児童・生徒の自宅へ家庭教師を</p>

派遣し学習支援を行う。

4 多様な問題を抱えた子ども達やその保護者等に対するきめ細やかな支援

学校では、発達障がいやグレーゾーンとされる特性をもった児童・生徒に対して、声の掛け方、指導方法の工夫、保護者への連絡など、細やかな支援を進めている。時には、人的支援としてスクールアシスタントを学校に配置し、児童・生徒の困り感に応じた支援体制を構築するように努めている。

5 法律の趣旨の周知

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと等、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成29年2月14日施行）」の趣旨が浸透するように、区民、教員、保護者への周知を図っている。

6 区民への啓発

不登校の子をもつ保護者のための交流会の開催や、あだち広報、SNS等を通じた登校支援ガイドの周知により、不登校への理解促進を図っている。

7 学校が楽しいと思える学校運営

(1) 子どもたちの意思が尊重され、自ら学びたくなる学校経営

ア 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）にある「主体的・対話的で深い学び」に則り、子どもたちの意欲を喚起し、その意欲を起点とした授業改善を継続指導

イ コロナ禍以前に行われていた委員会活動、縦割り班活動等、集団活動や体験的な活動などの特別活動を充実させ、児童・生徒が主体的に学校生活を送ることができる教育活動を指導

(2) 宿題の廃止、もしくは自由選択

ア AIドリル、デジタル教科書等を使用した、子どもたち一人一人に応じた家庭学習への移行について継続指導

イ 区内小学校でも、家庭学習から自主学習への移行を図っている学校がある。取組を実施している学校の状況を把握し、他の学校でも実態に応じて自主学習を選択できるよう指導

ウ 家庭学習が子どもたちの負担にならないように、提出できない子どもに対して提出を強制したり、執拗な指導をしないよう指導

(3) 学校への嫌悪感を軽減する

	<p>ア 発達特性の理解が不十分なためにおこる不適切な対応をなくすため、教職員研修の充実</p> <p>イ 「コミュニケーションの教室通信」等を活用したダイバーシティ教育の周知</p> <p>ウ 児童・生徒が主体的に学べるユニバーサルデザイン教育の充実</p> <p>8 教員の負担軽減</p> <p>(1) 会計年度任用職員の配置 副校長補佐、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど多様な人材を学校に配置し、これまで教員が担ってきた業務の一部を分任し、教員の負担軽減を図っている。</p> <p>(2) 校務ICT化の推進 総合型校務支援システムを導入し、出欠席管理、成績処置等をシステム化し、教員の業務時間短縮を図っている。</p> <p>(3) 自動音声応答装置、音声翻訳機等々の導入 夜間の外部からの電話対応を無くすよう自動音声応答装置を設置、日本語を母語としない児童・生徒とのコミュニケーション確保のための音声翻訳機配付等、教員の負担軽減を図る支援を実施している。</p>
--	--